

第1編 総論

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の構成と期間
3. 計画の性格
4. 計画策定の社会的背景と課題
5. 町民意識調査の結果

1. 計画策定の趣旨

本町は、昭和46年12月に第一次の総合計画を策定して以来、四次にわたり計画の見直しを行いながら、これらを町政運営の基本として、各分野にわたる施策の推進に取り組んできました。

平成12年3月に策定した第四次高鍋町総合計画においては、概ね10年間（平成21年度）を目標年次とし、『わがたかなべを誇りに思う「活力」、「ふれあい」、「生きがい」のあるまちづくりを目指して』をメインテーマに掲げ、「生活文化のまちづくり」、「健康文化のまちづくり」、「産業交流のまちづくり」を3本の柱としてまちづくりを展開してきたところです。

しかしながら、本町の財政状況は、国の三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止や地方交付税の減額をはじめ、バブル崩壊後の国の経済施策や西都児湯広域による各種施設の建設負担金、義務的経費の増加などによる財源不足を、歳出抑制や基金の取り崩しなどで補うという厳しい状況に直面しています。

さらにわが国では、少子高齢社会の到来、地方分権や市町村合併の推進、長期にわたる景気低迷などを背景とし、地方自治体においても、厳しい地域間競争にさらされることから、自治体の自主性・自立性がますます求められています。

本町が今後とも、町民に真に必要なサービスを提供し続け、活力ある町政を継続していくためには、時代の流れを的確に捉え、将来を見据えた地域経営が担えるよう、徹底した行財政改革に取り組むとともに、本町の特性を生かした魅力あるまちづくりへの新たな取り組みが必要となっています。

本計画は、第四次総合計画におけるまちづくりの事業を継承するとともに、本町を取り巻く環境の大きな変化に的確に対応し、向こう7年間の施策の方向性を明らかにするため新たに策定しました。

この計画が、本町にとって厳しい時代を乗り切るため、さらに、いつまでも住み続けたい魅力ある高鍋町として発展していくために、本町が進むべき道筋としての役割を果たすとともに、町民と町行政の協働による新たなまちづくりの大きな契機となるよう、その実現に努めていきます。

2. 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画から構成されます。それぞれの役割は次のとおりです。なお、実施計画は別途策定します。

(1) 基本構想 ⇒ 平成22年度から平成28年度まで（7年間）

総合的・長期的展望に立ち、本町の進むべき方向と将来像を明確にした上で、まちづくりの基本方針、目標など、目指すべきまちの姿を明らかにしたものです。

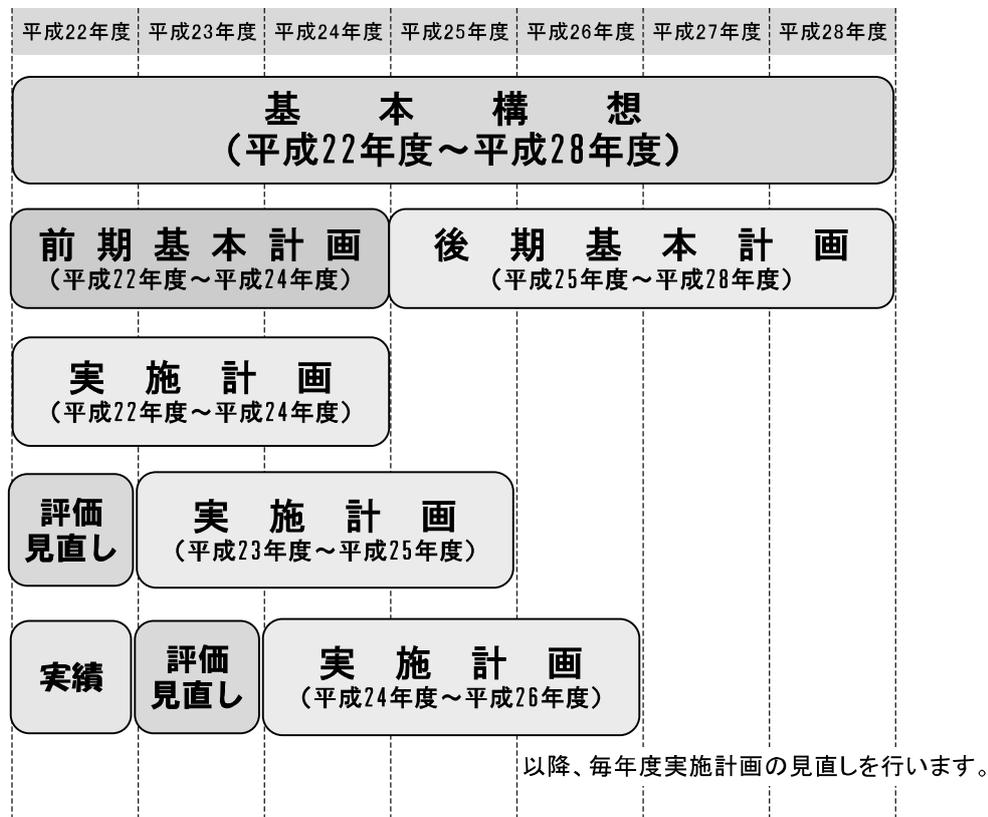
(2) 基本計画 ⇒ 前期：平成22年度から平成24年度まで（3年間）
後期：平成25年度から平成28年度まで（4年間）

基本構想を受けて、目標を達成するために必要な基本施策・基本目標を総合的かつ体系的に明らかにしたものであり、実施計画の基礎となるものです。

(3) 実施計画 ⇒ 3年間（毎年度見直しを行うローリング方式）

基本計画に定められた基本施策・基本目標を現実の行政運営の中において効率的かつ効果的に実施するため、期間内の個別事務事業を明らかにしたものです。

◆ 高鍋町総合計画の構成と期間



3. 計画の性格

総合計画は、幅広い町民の理解と合意を得ながら本町の将来像を明確にし、町民と町行政が共通の認識と理念の下で、その実現に向けて行動する際の羅針盤となるものです。本計画は、次の4つの性格を持っています。

(1) 町の計画の最上位に位置し、すべての分野別計画のもとになる計画

総合計画は、高鍋町が行うすべての施策や事業の根拠となる最上位の計画です。分野ごとに作られる計画も総合計画との整合性を図ります。

(2) 町民が公共的な活動を行う際、その根拠となる計画

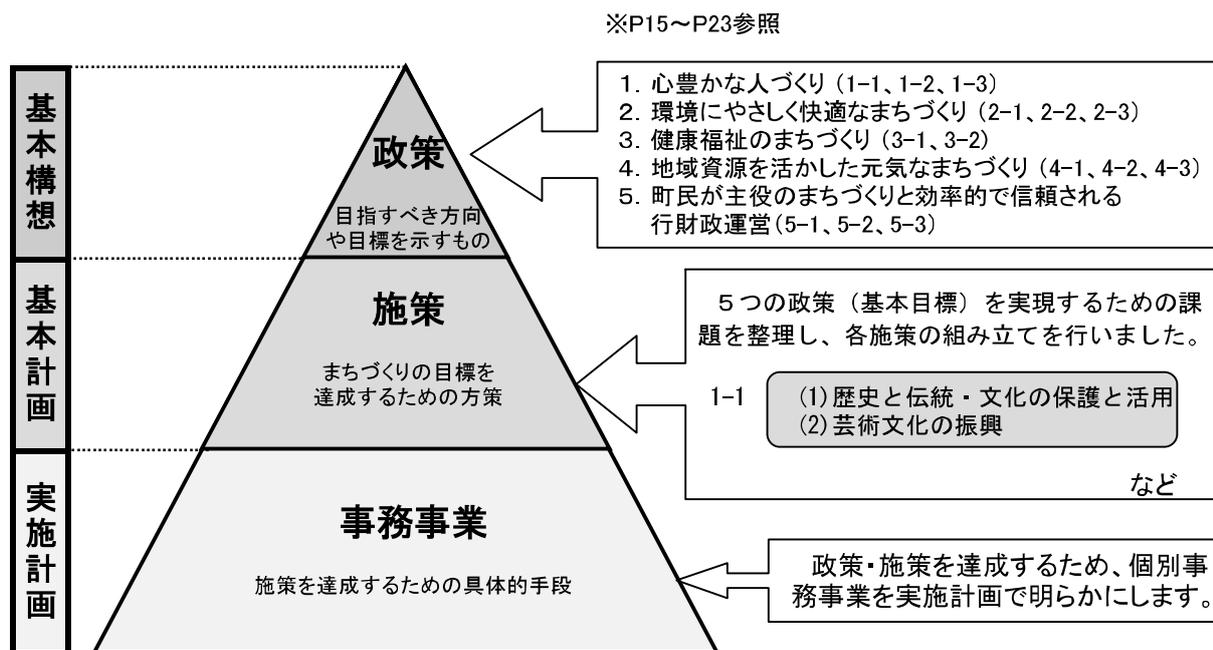
町が行う事業だけでなく、町民が公共的な活動を行う際にも、活動の根拠となる計画です。活動を行うときは、それが総合計画のどの目標を達成するためのものかを確認することが必要です。

(3) 国、県、広域圏計画との整合

本計画策定に当たっては、国土形成計画、宮崎県総合計画（新みやざき創造計画）、第四次西都児湯広域市町村圏計画など、上位計画との整合性に留意しました。

(4) 見直しができる計画

PDC Aサイクルの中で施策や事業を評価し、改善を進めていくためには、計画の見直しは不可欠です。定期的な見直しだけでなく、町民提案や町長が掲げたマニフェストなどによる見直しを積極的に行います。



4. 計画策定の社会的背景と課題

わが国を取り巻く社会環境は大きく変化しており、本町においてもその影響による様々な課題に直面しています。

これからのまちづくりを進めるうえでは、地域ニーズの把握とともにその課題解決に向け、戦略性を持った取り組みが求められています。

本計画を策定するに当たり、社会的背景と課題について次の6項目にまとめました。

(1) 本格的な人口減少時代への突入

わが国の人口は、少子化を大きな要因として減少に転じており、2030年には11,522万人(2005年比△9.8%)、2050年には9,515万人(2005年比△25.5%)にまで減少すると予測されています。

その間、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は減少の一途をたどり、一方で老年人口(65歳以上)は、2050年には3,764万人(全体の39.6%)まで上昇し、高齢化が着実に進行していく状況にあります。

少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少による所得の低下や消費低迷による経済成長の鈍化、税財源の減少、医療・介護保険・年金財政の悪化など社会経済に大きく影響し、これらの問題はますます深刻化しています。

このため、子どもを産み、育てやすい環境の整備は重要課題となっています。

また、地域における住民相互の支えあいや地域の交流・連携を大切にしながら地域コミュニティを育てていくことが不可欠であり、それを支える人材の育成も重要な課題となっています。

そのため、豊富な知識や経験を有する団塊世代をはじめとする住民が、福祉・教育・環境保全などのさまざまな分野で、地域の担い手として活躍できる社会の実現が求められています。

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」参照

(2) 産業構造、雇用環境の変化

米国のサブプライム問題に端を発した世界的経済・金融危機を背景に、資源・食料価格の高騰などのマイナスの影響を正面から受け、日本経済は2008年秋から急速かつ大幅な景気後退に突入しています。

自動車産業をはじめとする大手優良企業の歴史的な経営悪化が日々報じられ、派遣社員の解雇を発端に、今後、非正規社員から正社員へと雇用調整が本格化するのも必至の状況となっています。

このような状況の中、国及び地方公共団体においては、一刻も早く経済の回復を図るための経済・雇用緊急対策を実施しているところです。

本町においても、原油や食品価格の高騰は農業・商工業に大きな影響を与えており、国・県の施策動向を注視した適切な対応が求められます。

また、今後とも、地域の特色を生かした企業誘致、地場産業の振興や雇用環境の改善を図っていくことが重要となっています。

（3）環境問題の深刻化

今日の環境問題は、大量生産や大量消費による廃棄物処理、河川や海洋の水質汚濁、石油などのエネルギー資源の枯渇や地球温暖化など、身近なものから地球規模のものまで幅広く深刻化している状況にあり、環境負荷の少ない持続可能な社会の形成が求められています。

また、平成17年6月「景観法」の全面施行や、平成17年12月国土総合開発法を抜本的に改正した「国土形成計画法」の施行など、高度成長期から続いた「開発基調」は、人口減少下の成熟社会にふさわしい「質的向上」への転換が示され、多様かつ貴重な生態系や豊かな自然環境、歴史的まちなみの保全、美しい都市景観の形成など、良好な景観の重視が求められています。

そこで、町民一人ひとりが、省エネルギーやごみの排出抑制など環境に配慮した生活を送るとともに、町民・事業者と行政とが協働して、豊かな自然や生態系を保全する活動に取り組み、美しい自然や景観を後世に引き継ぐ必要があります。

（4）安全で安心できる社会への意識の高まり

近年、地球温暖化などの影響による世界規模での予測できない自然災害の多発や、国内外における偽装表示問題など食の安全に関わる問題、頻発する救急患者の受入拒否など、私たちの生命・財産を脅かす様々な事件・事故が毎日のように報道されており、安全で安心な生活環境及び社会の形成が強く求められています。

そのため、地域住民の防災・防犯に対する意識を更に高めながら、家庭や地域をはじめ社会が一体となって地域の安全・安心を確保し、住民が笑顔で生活を送ることができる社会を構築するための取り組みを進める必要があります。

（5）情報通信技術の進展

国においては、社会の大変革に向けたIT基盤の整備に取り組むため、IT基本法の制定やe-Japan戦略の策定を行い、これまで、ブロードバンドインフラの整備と利用の拡大、高機能携帯電話の普及、電子商取引の環境整備とその飛躍的拡大等について世界最先端を実現しています。

その一方で、行政サービスや医療、教育分野でのIT利用・活用における国民満足度の向上、地域や世代間等における情報活用における格差是正、セキュリティ対策や防災・災害対策の促進、企業経営におけるIT活用の強化など、依然として課題が存在しています。

そのため、国では、目指すべき姿として「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるユビキタスなネットワーク社会の実現を第一に掲げ、21世紀の日本社会が抱える社会的課題の解決に取り組んでいます。

本町においても、利用者・生活者の視点を基本に費用対効果を検証しながら、ITを駆使した改革をさらに進めていく必要があります。

（6）地方分権の進展

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方の関係は上下から対等へと大きく変わり、地方自治体には、政策面・財政面をはじめとして町政運営において自主性・自立性が求められ、その果たすべき役割はますます大きくなっています。

今後は、不断の行財政改革を行うとともに、多様化する行政ニーズに的確に対応しながら、重点的かつ効率的な施策を推進し、地域の特性を踏まえた個性豊かなまちづくりを進めていく必要があります。そのためには、まちづくりの方向性などを町民レベルで議論していくことが重要となります。

また、これまでのような行政のみを担い手とする公共サービスの提供は、質・量的に限界にきているため、今後は、住民団体やNPO法人、さらには民間企業など、公共サービスを提供する意欲と能力を備えた多様な主体と行政とが協働してサービスを提供する仕組みを構築していく必要があります。

5. 町民意識調査の結果

本計画の策定にあたり、町民の意向を計画に反映させるため、平成20年8月28日から10月31日までの期間に、20歳以上の男女2,000人（住民基本台帳から無作為抽出）を対象にして、定住意識、まちづくりに対する評価、町民参加意識、まちづくりの方向性などについて町民意識調査を行いました。

調査票の配布・回収は郵送により行い、回収は921（回収率46.1%）にとどまりました。

※詳細は、付属資料を参照

（1）町民が望む将来像

今回の意識調査において、町民が望む高鍋町の将来のすがたは、「防災や防犯に積極的に取り組み、町民の安全や安心が確保できるまち」が46.5%、「農林水産業や商工業、観光など産業が振興し、安定した雇用が確保されるまち」が46.2%と約半数の人が望み、「みんなが健康で元気に暮らせるまち」が40.6%、「交通の利便性が高く、歩行者にやさしい道路や美しいまち並みが整備されるまち」が36.4%、「子どもを安心して産み、育てられる環境が整っているまち」が35.5%と続いています。

また、高鍋町の魅力や誇り、今後活かしていくべき地域資源については、農業（キャベツ、茶、白菜など）が33.4%と最も高く、以下、天然牡蠣が28.4%、舞鶴公園（城址、城堀）が28.0%、城下町としての歴史・風土が27.3%、高鍋湿原が24.5%、石井十次が22.7%、高鍋温泉が21.0%と続いています。

この結果から、町民は、安全・安心に暮らせるまち、産業振興と安定雇用、健康・福祉の充実、快適で美しいまちを望んでいることがわかります。

（2）協働のまちづくりについて

本計画の大きな柱である「町民との協働の一層の推進」を図るため、「今後の町民参加（協働のまちづくり）について」の町民意識調査を行いました。

「高鍋町の町政、まちづくりに関心がある」については、7割以上の町民が関心を持っている状況にあり、「これからのまちづくりには、町民の参加や協働が不可欠である」については9割近くの町民が「不可欠である」と回答しています。

このように、大多数の町民が持っている関心・意欲をまちづくりに繋げていくことは必要不可欠であり、今後、町民と行政との情報共有化と町民参画機会の拡充を図り、町民の意見が反映される「町民が主役のまちづくり」を推進していく必要があります。